

第二十八回国会 衆議院 通信委員會議録 第二十一号

昭和三十三年二月七日(金曜日) 午前十時五十三分開議

出席委員

委員長 片島 港君

理事 上林山榮吉君 理事 小泉 純也君

理事 竹内 俊吉君 理事 橋本登美三郎君

理事 早稲田和右五郎君

秋田 大助君 伊東 岩男君

川崎末五郎君 齋藤 憲三君

椎熊 三郎君 中曾根康弘君

平野 三郎君 小松信太郎君

杉山元治郎君 原 茂君

出席國務大臣

郵政大臣 田中 角榮君

出席政府委員

郵政事務次官 最上 英子君

委員外の出席者

日本電信電話公社總裁 梶井 剛君

専門員 吉田 弘苗君

二月二十三日

委員廣瀬正雄君辭任につき、その補欠として南條徳男君が議長の指名で委員に選任された。

二月七日

理事廣瀬正雄君委員辭任につきその補欠として上林山榮吉君が理事に当選した。

二月四日

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一五号)(予) 郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(予)

一月十八日

獅子島地区に公衆電話架設の請願(池田清志君紹介)(第三〇二号)

電話加入権の担保制度確立に関する請願(川野芳満君紹介)(第三〇三号)

元町に無集配特定郵便局設置の請願(森本靖君紹介)(第三〇四号)

物部村内根木屋、別府間に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第三〇五号)

鶴之江部落に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第三〇六号)

平山、岩立地区に公衆電話架設の請願(八木昇君紹介)(第三〇七号)

駒鳴地区に公衆電話架設の請願(八木昇君紹介)(第三〇八号)

内野地区に公衆電話架設の請願(八木昇君紹介)(第三〇九号)

椿原地区に公衆電話架設の請願(八木昇君紹介)(第三一〇号)

伊万里市の電報電話局庁舎建設促進に関する請願(八木昇君紹介)(第三一一号)

伊万里市内通話区域の統一に関する請願(八木昇君紹介)(第三一二号)

一本木簡易郵便局を無集配郵便局に昇格の請願(山本猛夫君紹介)(第三一三号)

郵便切手類等の売さばき手数料引上げに関する請願(山本猛夫君紹介)(第三一四号)

岩手福岡郵便局舎新築に関する請願(山本猛夫君紹介)(第三一五号) 電話加入権の担保制度確立に関する請願(河野密君紹介)(第三四七号)

同日二十七日

騰波の江地区に無集配特定郵便局設置に関する請願(赤城宗徳君紹介)(第四五七号)

羽根村に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第四八二号)

東灘部落に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第四八二号)

小川部落に公衆電話架設の請願(森本靖君紹介)(第四八三号)

同日三十一日

曾廣簡易郵便局を無集配郵便局に昇格の請願(志賀健次郎君紹介)(第四九八号)

佐渡彌彦国定公園記念切手発行に関する請願(北吟吉君紹介)(第五〇八号)

の審査を本委員会に付託された。

一月十八日

電話料引下げに関する陳情書(東京都北区上中里町一の一四太田財政研究所長太田政記)(第一一五号)

政府剰余金による電話設備費負担に関する陳情書(東京都北区上中里町一の一四太田財政研究所長太田政記)(第一一六号)

電話金融取締りに関する陳情書(東京都北区上中里町一の一四太田財政研究所長太田政記)(第一一七号)

短波放送の利用に関する陳情書(東京都港区赤坂田町七の三株式会社日)

本短波放送社長小田嶋定吉(第一一八号) 二月一日 京阪神地区に教育テレビ放送許可に関する陳情書外七件(京都市右京区西院下花田町二五六沢利次外七名)(第二四五号) を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三号)

公衆電気通信法の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)

郵便為替法の一部を改正する法律案(内閣提出第二一五号)(予)

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(予)

郵政事業に関する件

郵政監察に関する件

電気通信に関する件

電波監理及び放送に関する件

○片島委員長 ただいまより會議を開きます。

本日の日程に入る前に理事の補欠選任についてお諮りいたします。すなわち理事でありました廣瀬正雄君が去る一月二十三日委員になつておりました結果、理事が一名欠員になっておりますので、この補欠選任を行わねばなりません。これは委員長において指名いたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○片島委員長 御異議なければ、委員長より上林山榮吉君を理事に指名いたします。

○片島委員長 郵政事業に関する件、郵政監察に関する件、電気通信に関する件、電波監理及び放送に関する件について調査を進めます。

まず郵政大臣より所管事項について説明を求めます。田中郵政大臣。

○田中郵政大臣 それでは私から所管事項につきまして概略御説明申し上げます。去る十一月に開催されました本委員会におきまして、一応業務につきまして御報告申し上げましたので、本日はその後生じた当面の重要課題等につきまして御説明申し上げます。まず今国会に提出を予定いたしております法律案等について申し上げます。今国会に提出を予定いたしております法律案は、ただいまのところ十一件でございます。

第一は、郵政省設置法の一部を改正する法律案であります。そのおもな内容は、大臣官房に官房長を置くこと、電気通信監理官を廃止して新たに電務局を置くこと、電波監理局に新たに部制を設けること、電波監理局に新設の部等でございます。

第二は、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案でございます。そのおもな内容は、郵便切手類及び印紙の売

りさばき手数料は、昭和二十九年に定められましたが、その後における売りさばきの実情、労賃その他売りさばきに要する経費の増加に伴い、これを引き上げ、また売りさばき額の低額なものを対し、また一定の手数料額を保障いたそうとするものであります。

第三は、お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部を改正する法律案であります。この法律案は、郵便が及び郵便切手に付する寄付金を受ける団体の範囲を最近の社会的要請に即応させるとともに、寄付金付郵便が及び郵便切手の発行手續に關する規定及び寄付金の管理並びに寄付金の使途の適正をはかるのに必要な規定を整備いたそうとするものであります。

第四は、郵便為替法の一部を改正する法律案であります。そのおもな内容は、電信為替の利用者の利便をはかるため、為替金を受取人の居室に送達するとともに、差出人から受取人あての通信文を為替金とともに受取人に送達する制度を設けようとするものであります。

第五は、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案であります。そのおもな内容は、加入者及び小切手の所持人の利便をはかるため、小切手の支払いをすみやかにすることができるよう、払い出しの方法を改正いたそうとするものであります。

第六は、簡易生命保険法の一部を改正する法律案であります。そのおもな内容は、保険金最高制限額を引き上げようとするものであります。

第七は、公衆電気通信法の一部を改正する法律案であります。そのおもな内容は、現在日本電信電話公社では

農山漁村等における電話の普及に資するため、その電話需要の特殊性にかんがみ、低料金を郵務電報的な機能を有する地域団体加入電話の制度を設けて、試行サービスとして実施いたしてまいります。これは法定化すること、及び現在日本電信電話公社並びに国際電信電話株式会社におきまして、試行サービスとして実施しております加入電信を法定化したそうとするものであります。

第八は、電話加入権質に關する臨時特例法案であります。そのおもな内容は、第二十六国会以来懸案となつておりました電話加入権の質権設定につきまして、一定の条件のもとに期限を付して、これを認めることによりたそうとするものであります。

第九は、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案であります。そのおもな内容は、日本電信電話公社の監査機能を充実するため、監事制度を設けようとするものであります。

第十は、電波法及び放送法の改正に ついてであります。最近における電波界、放送界の状況は、現行法の制定當時には到底予想もし得なかつたほど急速な発展を見、国民生活の上にもますます重要な影響を与えつつある情勢であります。現行電波法及び放送法はこの情勢に即応し得ない点が生じて参りました。特に、日本放送協会については、その公共的使命を一そう明確にする必要があらますので、これらの点について所要の改正を加えようとするものであります。

次に条約關係について申し上げます。昨年八月カナダのオタワにおきまして開催されました万国郵便連合大会

議におきまして、わが国の代表が署名調印をいたしました万国郵便条約その他の關係約定を今国会に提出する予定であります。さらに日本、フィリピン、小包約定、日本、南アメリカ連邦、小包約定及び日本、ビルマ連邦、小包約定の締結及び日本、アメリカ合衆国小包約定の改訂の条約案につきましても今国会に提出する予定で、目下取り運び中であります。

以上がただいまのところ今国会で御審議をいただく予定の法律案等であり、これらの中から郵便切手類、きり紙及び印紙、郵便切手類、郵便為替法の一部を改正する法律案、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案及び公衆電気通信法の一部を改正する法律案の四件につきましては、すでに国会に提出いたしました。その他のものにつきましても目下鋭意取り運び中でありまして、これらにつきましてもできるだけすみやかに国会に提出いたす所存でございます。何とぞよろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に、特定郵便局制度調査会の答申について申し上げます。昨年五月二十八日の閣議決定に基づいて設置されました特定郵便局制度調査会から、さる一月十四日諮問に対する答申があらました。その骨子となつておる基本的な重要問題点を申し上げます。第一点は、特定郵便局という制度を存続する。すなわち選考により任用する局長を長とする郵便局を認め

る。第二点は、特定郵便局長の任用は政治的圧力や組合運動等の対象とすべきでない。なお特定郵便局長の政治活

動、市町村會議員の兼職は許すべきでない。第三点は、簡易郵便局の受託者の範囲を公益法人、個人にまで広げ、恩給その他国庫金の取扱いを行うことができるようにして、簡易郵便局方式を活用し、郵政財政の負担を軽減し、郵政事業の窓口機關の増設に資する方策をとるべきである等でありま。今後における特定郵便局の運営につきましても、この答申を尊重いたしまして、適切な処置を講ずるよう目下鋭意検討中でありまして、早急何らかの結論を得たいと思つております。

次に郵政事業のサービス向上と貯蓄の増強に資するため、従来の特定郵便局新設の規模を拡大し、予算に計上の二百局のほか相当膨大な置局を行い得るよう長期計画を樹立すること、目下所要の作業を進めております。

次に郵政省所管昭和三十三年度予算案について御説明申し上げます。まず郵政事業特別会計予算について申し上げますと、この会計の予算総額は千六百七億九千九百九十九万九千九百九十九円、前年度の千四百三十五億二千五百万円に比して百七十二億七千二百万円増加となりま。その歳出予算の内訳を申し上げますと、郵政省において取り申し上げますと、郵便貯金、簡易生命保険及び電気通信等の諸業務に要する業務費が千七百七十六億七千九百九十九円、収入印紙、失業保険印紙等の収入をそれぞれ

の会計に繰り入れる業務外の支出額が三百七十七億五千八百九十九円、公債及び借入金金の償還金が一億六千六百万円、予測しがたい経費の支出に充てるため

建設費として四十三億九千九百万円を計上いたしております。

次に定員關係について申し上げます。郵政事業特別会計における昭和三十三年度の予算定員は二十六万六千七百七十七人でありまして、前年度に比べ二千六百五十五人の増員となりま。この増員は主として郵政窓口機關の増設、郵政業務量の増加、特定局における電話施設の増加に伴う所要人員並びに常勤勤務者の一部を定員化するに伴うものであります。

次に歳入予算について申し上げます。歳入予算総額は歳出予算と同額の千六百七億九千九百九十九万九千九百九十九円、郵政省所管の建設財源に充てるため郵便貯金特別会計、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の両会計から受ける設備負担金が五億四千九百九十九円、郵便局舎等の建設財源に充てるため借入金金が二十六億九千九百九十九円、郵便局舎等の建設財源に充てるため収入印紙等の売りさばきに伴う業務外収入が三百七十七億五千八百九十九円となつております。

次に郵便貯金特別会計予算は、歳入歳出ともに五百三十三億九千九百九十九円、このうち歳入予算は、郵便貯金の資金を資金運用部に預け入れることによつて生ずる利子収入等が四百八十一億八千九百九十九円、歳出経費の財源に充てるため資金運用部特別会計から繰り入れを受ける他会計からの受け入れ収入が五十二億六千九百九十九円となつており

ます。

ます。これに対し歳出予算は、郵便貯金の預入者に対し支払う利子が三百五十一億三千三百万円、郵便貯金業務運営のために必要とする経費が百八十二億五千八百万円となっております。

簡易生命保険及び郵便年金特別会計は、歳入が千三百九十八億三千三百万円、歳出は四百八十七億二千九百万円を計上いたしてあり、歳入超過額九百一十一億三百万円は法律の定めるところによりまして、積立金として処理することになっており、一般公共貸付の運用原資といたしまして八百五十八億円を確保する予定となっております。

なお参考までに郵便貯金及び簡保年金の資金と財政投融資資金との関係について申し上げますと、三十三年度の政府財政投融資原資見込額三千五百七十二億円のうちには郵便貯金の資金が一千五百五十億円、簡保年金資金が八百五十八億円、合計二千八百三十八億円でございまして、この金額は全投融資原資の五六割を占めている実情でございます。

次に当省所管一般会計予算案について御説明申し上げますと、歳出予算総額は十七億七千四百四十四万円でございまして、これを前年度予算額十六億四千九百万円に比べますと一億三千三百五十四万円の増加となっております。この増加のおもな事項といたしましては、電気通信監理機能の充実に必要な経費として四百四十四万、マイクログループ、ミリメートル波等電波技術関係重要施設実施に要する経費として四千六百六十六万、放送局、テレビジョン局等の監理に必要な機器類の整備充実に必要な経費として八百四十四万、定員の増加並びに職員昇給に必要な経費として八千九百万円等が主たるものでありまして、他方海外放送交付金の

減少千五百万円等がありますので、前述の通り一億三千三百五十四万円の増加となるわけでありまして、次にこれら業務の運営に必要な定員は二千九百五十五人で、前年度予算成立定員二千九百四十二人に比べ十三人の増員となっておりますが、この増員は、電気通信監理機構の拡充強化に伴って十五人の増員が認められ、ほか二名を科学技術庁に組みかえたことによるものであります。

次に昭和三十三年度の日本電信電話公社予算案の概要を申し上げますと、昭和三十三年度は電信電話拡充第二次五カ年計画の初年度に当り、加入者開通二十五万加入、公衆電話増設一万個、市外回線増六十六万キロメートル、電話局建設百五十五局等の施設増によって、電信電話の拡充とサービスの上を強力に推進いたしますとともに、テレビ中継網の整備にも重点をおきまして次のように編成されております。増益勘定におきましては、収入は一千六百九十四億四千万円、支出は一千四百二十三億円で、差引二百七十一億円の収支差額を生じますが、これは建設財源及び債務償還に充てられることになっております。建設勘定におきましては、その総額は七百五十億円でございまして、前年度の六百三十四億四千万円に比し、百十六億円の増加となっております。

建設資金の調達は、自己資金を五百八十九億、外部資金を百六十一億と予定しておりますが、そのうち自己資金の内訳は、減価償却引当金二百八十六億、設備負担金十七億、資産充当五十七億及び収支差額二百七十一億から債務償還四十二億を差し引いたものであります。外部資金の内訳は、加入者及び受益者債券六十七億、電話設備負担金五十九億、運用部資金二十億及び簡易生命保険及び郵便年金積立金、運用資金十五億ととなっております。またこれに対する支出といたしましては、一般拡張工程に六百九十億、町村合併に伴う電話サービス改善に三十億、農山漁村電話普及特別対策に三十億ととなっております。

次に日本放送協会の昭和三十三年度予算案につきましては、日本放送協会におきまして従来に引き続き目下新会長のもとにおいて成案を急いでおりまして、業務全般について一そう効率化と合理化をはかりながら、その使命達成をはかるよう考慮し、特に聴取状況の改善、良質放送の実施に留意し、これに必要な諸施設の増設並びに改善を考慮しており、近い機会に国会に提出いたすことができることと存じます。その節はよろしく御審議下さいませようお願いいたします。

以上まことに簡単に申し上げますが、一応私の報告を終りたいと思っております。なお詳細の点につきましては、御質問をいただきましたらお答え申し上げます。

○片島委員長 次に日本電信電話公社の事業概況について、総裁より説明を求めます。電信電話公社総裁片井説明員。

○片井説明員 日本電信電話公社の本年度の事業概況につきまして御説明申し上げます。まず予算の実施状況であります。本年度の建設勘定予算は成立額六百三十四億と前年度からの繰り越し四十五億とを合計いたしました総額六百七十九億とございまして、工事は年度初頭より順調に進行いたしまして、十一月末までの支出額は四百八十八億、総額の七二％の進捗を示しております。現在までに実施いたしましたおもな工程について申し上げますと、サービス工程につきましては、農山漁村電話普及特別対策を含めまして加入電話十八万七千、公衆電話一万一千七百の増設計画に対し、十一月末にはそれぞれ十六万三千及び七千四百の架設を終り、それぞれ八七％及び六三％の進捗を示し、市外電話回線につきましては、約四十七万キロの増設計画に対し三十九万三千キロを増設いたしまして、進捗率は八四％となっております。基礎工程については、電話局の建設は百三十局の計画であり、そのうち年度内にサービス開始を予定しているものは六十七局であります。十一月末までに四十二局がサービスを開始しております。長距離ケーブルは三三三区間を完成しております。その他、町村合併に伴う電話サービスの改善並びに農山漁村電話普及特別対策につきましても目下鋭意進捗をはかっております。以上の結果、十一月末における加入電話の数は約二百五十六万、公衆電話の数は約六万となりました。しかしながら市内通話のつながる割合は十大都市についてみますと六六％でございまして、そのつながらない原因の大半は相手方のお話し中であり、この面からはばんでいることがわかります。また市外電話回線は三百三十七万三千キロとなり、その内訳は公衆線三百八十九万キロ、専用線二十八万四千キロでありまして、公衆線のうち四三％が即時回線となっております。

たしまして、十一月末までの支出額は四百八十八億、総額の七二％の進捗を示しております。現在までに実施いたしましたおもな工程について申し上げますと、サービス工程につきましては、農山漁村電話普及特別対策を含めまして加入電話十八万七千、公衆電話一万一千七百の増設計画に対し、十一月末にはそれぞれ十六万三千及び七千四百の架設を終り、それぞれ八七％及び六三％の進捗を示し、市外電話回線につきましては、約四十七万キロの増設計画に対し三十九万三千キロを増設いたしまして、進捗率は八四％となっております。基礎工程については、電話局の建設は百三十局の計画であり、そのうち年度内にサービス開始を予定しているものは六十七局であります。十一月末までに四十二局がサービスを開始しております。長距離ケーブルは三三三区間を完成しております。その他、町村合併に伴う電話サービスの改善並びに農山漁村電話普及特別対策につきましても目下鋭意進捗をはかっております。以上の結果、十一月末における加入電話の数は約二百五十六万、公衆電話の数は約六万となりました。しかしながら市内通話のつながる割合は十大都市についてみますと六六％でございまして、そのつながらない原因の大半は相手方のお話し中であり、この面からはばんでいることがわかります。また市外電話回線は三百三十七万三千キロとなり、その内訳は公衆線三百八十九万キロ、専用線二十八万四千キロでありまして、公衆線のうち四三％が即時回線となっております。

電報につきましては、受け付けてから配達されるまでの平均所要時間は、普通電報で五十四分、至急電報で三十八分であり、間違いの字数も一万字当り一般電報で十一・七字、照合電報で二・八字とそれぞれすので、戦前を上回っております。また加入電信は、三十二年四月より名古屋におきましてサービスを開始し、東京、大阪を合せまして十一月現在三百六十五加入となっております。

なお、収入につきましては、おおむね順調な経過をたどっており、予定よりもある程度の増収を見得るものと思われまして、次に最近の労働情勢について申し上げますと、全電通労組の昨年春の賃金引き上げ要求が提示され、これに基づく六日仲裁裁定が提示され、これに基づく補正予算の成立を待って、基準内賃金を四百四十円引き上げることとして春季闘争は終了いたしました。その後組合は、九月以降合理化問題、賃金引き上げ問題及び年末手当問題等につき、要求書を提出し、秋季年末闘争に入りまして、合理化及び年末手当問題につきましては、団体の交渉により十一月八日基本的事項につきまして了解点に達し、十二月二日に協約、覚書等の仮調印を行い、早期に妥結を見ることができました。合理化問題につきましては、妥結の内容は、労働条件特に要員に関係のある設備計画等については組合と事前協議を行うこと、機械化等により生ずる剰余人員は、配置転換等により広く行うことにより吸収し、人員整理等の事態をなるべく到来めしめないようになすことを中心としたものであります。今後第二次五カ年計画の遂行

に当りましては、この基本線に沿いまして、誠意をもって事態の解決をはかることによりて事業を円滑に運営し、もって国民の希望にこたえて参りたいと考えております。なお基本貸金の引き上げにつきましては、年末まで団体交渉を行いました。結論を得ず、組合は公共企業体等労働委員会に調停を申請し、現在その手続中でありま

次に本年度をもちまして、昭和二十八年度から着手いたしました第一次五カ年計画は終了することとなり、八年度末と対比いたしますと、加入電話は五年間に百三万を増し一・七倍、公衆電話は四万五千個増で三倍、市外電話は二百万キロを増設して二・五倍とそれぞれ増加することになります。しかしながらこのような拡張にもかかわらず、加入電話の需要充足率は依然わずか三〇%内外にとどまり、市外電話につきましても大部分は依然として長い待ち合せ時間を要しております。元来第一次五カ年計画は、戦災都市におけるサービスの復興を中心として計画されたものでありますので、勢い大都市に重点が置かれ、地方都市、農山漁村に対するサービスの改善までは遺憾ながら十分力が及ばなかつたのであります。本来電話サービスは、申し込めばすぐ架設され、その電話から全国至るところの場所と即座に通話ができるというものでなければなりません。もちろん現状をもってしましては、短時日にこの目標に到達することは困難であります。が、公社といたしましては今後十五カ

年間におおむねこの目標を達成したいと考えて、引き続き三十三年度より第二次五カ年計画の履行に着手することといたしました。そのおもなる目標として、第一次五カ年計画よりも規模を拡大いたしまして、一、五カ年間に百三十五万の加入電話を増設し、昭和三十三年度末には加入数を約四百万、電話機数を約六百万とすること、二、公衆電話を六万五千個増設し、現在の二倍に増加すること、三、市外回線を四百三十万キロ増設し、県庁所在地、これに準ずる都市相互間及び京浜、京阪神、中京地区等の同一経済圏内並びに同一市町村の市外通話を即時とする、四、市外通話即時化に要する市外回線増設並びにチャンネル・プランの決定によって今後増加するテレビ放送中継線の需要にこたえるために、マイクロウェーブ、同軸ケーブル等の市外伝送路の拡充整備をはかること、五、電報の中継機械化を完了するとともに、加入電信サービスを全国に普及させること、六合併市町村並びに無電話部落に対する電話サービスの改善を一応完了すること等を計画しております。

まず事業収入について申し上げますと、電信収入九十六億円、電話収入一千五百四十八億円を中心とした見込みでありまして、三十二年予算に比べ二百二十一億円の増加となります。この収入見積りは、昨年四月から十月までの収入実績を基礎とし、かつ経済の動向は三十三年度におきましても現状を維持するものとして算定したものであります。支出については申し上げますと、給与総額は五百六十八億円でありまして、前年度に比し四十六億円の増加となり、前年度に比し十一億円の増加となり、業務委託費は二百十三億円、減価償却費は二百八十六億円、前年度に比しそれぞれ十六億円及び二十八億円の増加となっております。以上の結果、収支差額は二百七十一億円となり、前年度に比して九十五億円と相当大幅の増加となっております。これが確保につきましては格段の努力をいたさねばならないと存じております。

次に建設勘定であります。三十三年度は総額七百五十億円でありまして、前年度の六百三十四億円に対し百十六億円の増加となっております。建設資金の調達、自己資金を五百八十九億円、外部資金を百六十一億円と予定しております。そのうち自己資金の内訳は、減価償却引当金二百八十六億円、設備負担金十七億円、資産充当五十七億円及び取支差額二百七十一億円から債務償還四十二億円を差し引いたものであります。外部資金の内訳は、加入者及び受益者債券六十七億円、電話設備負担金五十九億円、運用部資金

この計画を実施するための所要資金は約四百億円で上り、このうち約千五百億円を外部資金に仰ぐことを予定しております。この調達につきましては、特に皆様の御理解と御援助をお願いいたします。次に昭和三十三年度の公社予算案について申し上げます。三十三年度の予算案はただいま申し述べました第二次五カ年計画の初年度分として編成いたしました。

建設工程について申し上げますと、まずサービス工程であります。昭和三十三年度におきましては農山漁村電網普及特別対策を含めまして加入電話二十六万二千個、公衆電話一万四千個を増設してサービスの改善をはかることといたしております。市外電話サービスの改善につきましては、第一次五カ年計画中に実施いたしました各地方の中心都市相互間の長距離即時サービスを維持するとともに、三十三年度はこれらの大都市と主要都市との即時サービスを開始することとし、札幌—旭川間、東京から金沢—富山—浜松—熱海間、大阪—高知間、福岡から大分—長崎—鹿児島間等二十四区間の市外通話を即時にいたしたいと考えております。また、横浜—小田原間、金沢—富山、神戸—加古川、堺—岸和田等の近接都市間の市外通話を即時化するよう計画いたしました。

以上をもちまして説明を終らせていただきます。この機会にあらためて日ごろの御指導、御鞭撻に対しましてお礼申し上げます。同時に、今後ともよろしく御援助を賜りますようお願い申し上げます。以上をもちまして説明を終らせていただきます。次に今国会におきましては、公社関係につきましても、電話加入権に関する臨時特例法案並びに公衆電気通信法の一部を改正する法律案が政府より御提出の予定になつております。本法案成立の際には、実施に当り遺憾ないよういたしたいと存じております。

次に基礎工程であります。三十二年度末におきまして設備がほぼ完了して電話の増設ができない局は約三百三十局に達しております。この対策並びに市外通話の自動即時化をはかるため、三十三年度におきましては前年度より継続の六十三局のほか、九十二局の工事に着手し、合計百五十五の新電話局の建設工事を行いますが、このうち年度内に完成してサービス開始する局は六十一局の予定であります。市外伝送路につきましては、市外通話の即時化並びにテレビジョン中継線の拡充をはかるため、同軸ケーブル及び無装荷ケーブルを前年

度より五区間増の十二区間に布設するとともに、マイクロウェーブにつきましても、前年度からの継続八区間のほか、既設の幹線のルート増設並びに十五区間の新設に着手する計画であります。なお電報の中継機械化につきましても、前年度と同様五局を行っております。

以上をもちまして説明を終らせていただきます。この機会にあらためて日ごろの御指導、御鞭撻に対しましてお礼申し上げます。同時に、今後ともよろしく御援助を賜りますようお願い申し上げます。以上をもちまして説明を終らせていただきます。次に今国会におきましては、公社関係につきましても、電話加入権に関する臨時特例法案並びに公衆電気通信法の一部を改正する法律案が政府より御提出の予定になつております。本法案成立の際には、実施に当り遺憾ないよういたしたいと存じております。

以上をもちまして説明を終らせていただきます。この機会にあらためて日ごろの御指導、御鞭撻に対しましてお礼申し上げます。同時に、今後ともよろしく御援助を賜りますようお願い申し上げます。以上をもちまして説明を終らせていただきます。次に今国会におきましては、公社関係につきましても、電話加入権に関する臨時特例法案並びに公衆電気通信法の一部を改正する法律案が政府より御提出の予定になつております。本法案成立の際には、実施に当り遺憾ないよういたしたいと存じております。

○片島委員長 これにて説明を終わります。

○片島委員長 次に郵便為替法の一部を改正する法律案、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案、郵便切手類充さばき所及び印紙充さばき所に関する法律の一部を改正する法律案、公衆電氣通信法の一部を改正する法律案、以上四法律案を一括議題とし審査を行います。まずその趣旨について説明を求めます。郵政大臣田中角榮君。

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法の一部を改正する法律案

郵便為替法（昭和二十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「その通知を受けた郵便局において、」の下に「差出人の指定に従い、」を加え、「為替金を払い渡す。」を「為替金を払い渡すか、又は差し出された現金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に書留郵便物として送達することにより払い渡す。」に改めらる。

第十七条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

第九条の規定により差出人から差し出された現金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に送達することに より払い渡す取扱をする電信為替

の料金は、為替金の額が五万円以下るときはその額の一枚の電信為替証書を、為替金の額が五万円をこえるときは五万円又はその端数ごとに各別に電信為替証書を発行したものとみなして前項の例により算出した電信為替の料金の額に、三十円を加えた金額とする。

第三十五条の次に次の一条を加える。

第三十五条の二（通信文） 差出人が第九条の規定により郵便局に現金を差し出す際請求したときは、郵便局において、省令の定めるところにより、通信文を受取人に伝達する。

前項の規定による取扱については、差出人は、電信に関する料金を基準として省令で定める料金を納付しなければならない。

第三十七条の次に次の二条を加える。

第三十七条の二（為替金の払渡不能等の場合） 第九条の規定により差出人から差し出された現金の額に相当する現金を、為替金として、差出人の指定する受取人に送達することにより払い渡す取扱において、受取人の所在不明その他事由に因り為替金を払い渡すことができないとき、又は差出人から請求があつた場合において為替金がまだ払い渡されていなくときは、同条に規定する省令の定める郵便局において、その為替金の額を表示する電信為替証書を発行して、これを差出人に送達する。

第三十七条の三（電信為替業務の委託） 郵政大臣は、第三十五条の

の料金は、為替金の額が五万円以下るときはその額の一枚の電信為替証書を、為替金の額が五万円をこえるときは五万円又はその端数ごとに各別に電信為替証書を発行したものとみなして前項の例により算出した電信為替の料金の額に、三十円を加えた金額とする。

二第一項の規定による取扱をする電信為替の業務の一部を日本電信電話公社に委託することができる。

郵政大臣は、前項の規定により電信為替の業務の一部を日本電信電話公社に委託したときは、遅滞なく、その委託業務の内容、委託業務を取り扱う日本電信電話公社の事業所の名称及び位置その他当該業務の委託に關し必要な事項を公示しなければならない。

第一項の規定により電信為替の業務の一部が日本電信電話公社に委託された場合における第一章及びこの章の規定の適用については、同項の規定による委託を受けている日本電信電話公社の事業所の取扱を、その委託に係る業務の範囲内において、郵便局の取扱とみなす。この場合において、これらの規定について必要な諸替規定は、省令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「委託により左の業務」を「郵政大臣から委託された業務及び委託による左の業務」に改める。

理由

電信為替の利用者の利便を図るため、差出人の指定により、郵便局において、為替金の額に相当する現金を受取人に送達する制度を設ける等

の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「又は払出」を「若しくは払出（第三十八条第三項の規定による小切手払口座への貯金の移替を含む。以下次号、第二十九条、第三十一条第一項、第三十二条第二項、第三十四条第二項及び第五十四条第二項において同じ。）」に改め、「送達」の下に「又はこれらに關する通知」を加える。

第三十八条第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち小切手払口座の貯金とその他の貯金以外の貯金とにつき、それぞれその貯金の額（一日のうち二以上の貯金の額があるときは、その最後の貯金の額）を口座の現在高として、各別に前二項の規定を適用する。

第十八条第一項第三号中「小切手払出」を「小切手払出」に改め、

金額一万円以下の場合 三十円  
一万円をこえる場合 五十円

を削り、同条第二項を削る。

第十九条第一項本文中「自己を受取人に指定して通常現金払の請求を

し、又は自己指図で振り出した小切手による小切手払の請求をする場合」を、又は自己を受取人に指定して通常現金払の請求をする場合に改め、同項ただし書中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に改め、「自己指図で振り出した小切手による小切手払に關する照会を電信でする場合」には、同条第二項の省令で定める金額一を削り、同条第五項中「電信振替の料金、電信現金払の料金及び小切手払に關する照会を電信でする場合」における小切手払の料金を「電信振替及び電信現金払の料金」に改め、同条第三項を削る。

第二十条第一項ただし書中「前条第五項に規定する払出の料金」を「前条第四項に規定する料金」に、「第三十八條第二項」を「第三十六條第二項又は第三十八條第二項」に改め、「又は同条第三項の規定による照会」を削る。

第二十九条の見出し中「超える」を「こえる」に改め、同条中「口座の現在高を超えて」を「口座の現在高第三十八條第三項の規定により小切手払口座が設けられている口座については、その口座の貯金のうち同項の規定により小切手払口座に移し替えられた貯金の額を控除したものの額。以下次条、第三十三條第二項、第三十四條第二項及び第五十條の六において同じ」をこえて」に改め、「払出」の下に「小切手払によるものを除く」を、「又は」の下に「小切手払口座の貯金の額をこえて」を加え、「振り出す」を「振り出し、若しくは小切手払の請求をする」に改める。

第三十条の見出しを「（受払通知

を削る。

等」に改め、同条中「又は口座から貯金を払い出したときは」を「口座から貯金を払い出し、又は第三十八条第三項の規定により小切手払口座に貯金を移し替えたときは、小切手払による払出した場合を除いて」に改め、「受払高」の下に「又は移替高」を加える。

第三十條の二(見出しを含む)中「又は照会」を削る。

第三十一條第一項中「若しくは振替」を、振替若しくは第三十八條第三項の規定による小切手払口座への貯金の移替」に改め、同条第二項中「電信」を「電信若しくは電話」に改める。

第三十八條第三項を次のように改める。

小切手払においては、省令の定めるところにより、加入者の請求に因り、口座所管庁において、当該加入者の口座につき小切手払口座を設け、当該加入者の口座の貯金の全部又は一部を当該小切手払口座に移し替え、その移し替えられた貯金の金額を当該加入者の指定する郵便局に通知し、その郵便局において、当該通知に係る金額の範囲内において、当該加入者が当該郵便局にあてて振り出した小切手の呈示があつたときにその小切手を引き換えに小切手金額の現金を払い渡し、口座所管庁において、その払い渡した金額をその払渡の日により当該加入者の小切手払口座の貯金から払い出す。

第四十六條第一項及び第四十七條第一項中「第三十八條第一項乃至第三項」を「第三十八條第一項又は第二項」に改める。

第五十條の四中「三万円」を「五万円」に改める。

第五十條の六中「第三十四條第二項及び第五十六條第一項第一号」を「及び第三十四條第二項」に改める。

第五十六條第一項第一号を次のように改める。

一 加入者が第二十九條の規定に違反したとき。

第五十七條中「第三十八條第一項乃至第三項」を「第三十八條第一項又は第二項」に改める。

第六十二條第一項中「第十八條第一項」を「第十八條」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第五十條の四の改正規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に振り出された小切手による払出については、なお従前の例による。

理由

小切手払を利用する加入者等の利便を図るため、小切手の呈示があつた場合に郵便局において直ちに小切手金額の現金を支払うことができるように改めるとともに、小切手払の料金を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律(昭和二十四年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「証券」の下に「及び郵政省が発行する現金封筒」を加える。

第二条第一項及び第二項中「売さばきの業務」を「売さばきに関する業務」に改める。

第四条に次の一項を加える。

2 郵政大臣は、必要があるときは、売さばき人が前項の規定により当該業務を行う場合に守るべきことを要する準則を定めることができる。

第五条の次に次の二条を加える。

第五条の二 郵便切手類及び印紙の売さばき人は、その売さばき所に、郵便料金表を掲げなければならない。

第五条の三 郵政大臣は、必要があるときは、売さばき人に対し、第三條の郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所(以下「売さばき所」と総称する)に設けるべき設備並びに第五條第一項の規定により常備すべき郵便切手類及び印紙の種類及び数量について指定することができる。

第六條中「郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所(以下「売さばき所」と総称する)」を「売さばき所」に改める。

第七條第一項中「売さばき業務」を「売さばきに関する業務」に改め、同条第二項中「(百万円をこえるものは、百万円とみなす)」を削り、「百分の六」を「百分の七」に、「百分の三」を「百分の四」に、「十万円をこえる金額」を「十万円をこえる金額」を「百万円をこえる金額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 売さばき人が第五條第一項の規定により売さばきするため同条第二項の規定により買い受けた郵便切手類及び印紙の月額が三千円に満たない場合に、当該売さばき人に対して第一項の規定により支払う売さばき手数料の額については、その買い受けた郵便切手類及び印紙の月額を三千円とみなして、前項の規定を適用する。

第八條及び第九條中「売さばきの業務」を「売さばきに関する業務」に改める。

第十條第四号中「売さばきの業務」を「売さばきに関する業務」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 売さばき人が、第四條第二項の規定により定められた準則又は第五條の三の規定による指示に従わなかつたとき。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の規定により郵便切手類及び印紙の売さばきの業務

又は印紙の売さばきの業務の委託を受けている者は、それぞれ、改正後の同法の規定により郵便切手類及び印紙の売さばきに関する業務又は印紙の売さばきに関する業務の委託を受けた者とみなす。

簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四條中「第七條及び」を「第五條の三、第七條第一項及び第二項並びに」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同法第五條の三中「第三條の郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所(以下「売さばき所」と総称する)に設けるべき設備並びに第五條第一項」とあるのは、「第五條第一項」と読み替へるものとする。

理由

郵便切手類及び印紙の売さばき人並びに印紙の売さばき人に支払う売さばきの委託手数料の額を改訂する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

公衆電気通信法の一部を改正する法律

公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二條」を「第十二條の二」に、「第三章」を「第三章(第五十五條)」を「第三章(加入

第五十五條)」を「第三章の二」加入

第五十五條)」を「第三章の二」加入

第五十五條)」を「第三章の二」加入

第五十五條)」を「第三章の二」加入

第五十五條)」を「第三章の二」加入

第五十五條)」を「第三章の二」加入

第五十五條)」を「第三章の二」加入

第五十五條)」を「第三章の二」加入

第五十五條)」を「第三章の二」加入

第五十五條)」を「第三章の二」加入



二十五条第五十五条  
電信(第五十五条の二)第五十五条  
の八)に改める。

「加入契約」を「加入電話加入契約」  
に、「加入者」を「加入電話加入者」  
に、「加入申込」を「加入電話加入申  
込」に、「加入区域」を「電話加入区  
域」に改める。

第七条中「電報の受付、伝送若し  
くは配達(電話による送達、着信の  
場所における交付その他配達に準  
ずる行為を含む。以下同じ。)、電話  
の加入に関する事務、電話の通話の  
取扱若しくは交換又は公衆電気通信  
業務の料金の収納に関する事務」を  
「公衆電気通信業務の一部」に改め  
る。

第八条第一号中「配達」の下に「(電  
話による送達、着信の場所における  
交付その他配達に準ずる行為を含  
む。以下同じ。)」を加え、同条第五  
号及び第六号中「公衆電気通信業務  
の取扱に関する事務の一部又はその  
業務の料金の収納に関する事務」を  
「公衆電気通信業務の一部」に改め  
る。

第九条中「国際電気通信業務に属  
する電報(以下「国際電報」といふ。)  
の受付、伝送若しくは配達、国際電  
気通信業務による通信(以下「国際通  
話」といふ。))の取扱若しくは交換又  
は国際電気通信業務の料金の収納に  
関する事務を他の者に」を「国際電気  
通信業務の一部を公社に又は会社が  
郵政大臣の認可を受けて定める条件  
に適合する者に」に改める。  
第一章第十二条の次に次の一条  
を加える。

(試行的な公衆電気通信業務)  
第十二条の二 公社又は会社は、公  
衆電気通信業務であつて、この法  
律で定めるもの以外のものを試行  
的に提供することができる。

第二十四条第一項中「国際電報」を  
「国際電気通信業務に属する電報(以  
下「国際電報」といふ。)」に改める。  
第二十五条第二号中「加入電話」を  
「前二号に掲げる電話」に改め、同号  
を同条第三号とし、同条第一号の次  
に次の一号を加える。

二 地域団体加入電話 一定の地  
域内に居住する者が公社から公  
衆電気通信業務の提供を受ける  
ことを目的とする組合契約によ  
つて設立した組合と公社との契  
約により設置する電話

第四十三条の次に次の四条を加え  
る。  
(組合)  
第四十三条の二 公社から地域団体  
加入電話の設置を受けるために  
は、第四十三条の四の基準に適合  
する一定地域内に居住する者が左  
の各号に掲げる事項を含む事項に  
ついて組合契約を締結して組合を  
設立しなければならない。

一 組合は、公社から公衆電気通  
信業務の提供を受けることを目  
的とするものであること。  
二 組合員は、公社から提供され  
る公衆電気通信業務につき公平  
な取扱を受ける権利を有するこ  
と。  
三 公社に対し組合を代表する業  
務執行者一人の選定に関するこ  
と。

四 組合員が公社に対して支払う  
料金等の取りまとめの方法及び  
取りまとめた料金等の公社に対  
する納入の方法に関すること。

2 組合は、加入申込者が料金等の  
支払を怠るおそれがあるとき、及  
び地域団体加入電話の設備に余裕  
がないときを除き、加入申込を拒  
んではならない。  
(地域団体加入契約)  
第四十三条の三 公社との間に、地  
域団体加入電話の設置を受け、こ  
れにより公衆電気通信業務の提供  
を受ける契約(以下「地域団体加入  
契約」といふ。))を締結することが  
できるものは、一の地域団体加入  
電話につき一の組合に限る。

(地域団体加入電話設置地域)  
第四十三条の四 地域団体加入電話  
を設置することができるときは、  
その地域内に居住する者が社会的  
経済的に相互に比較的緊密な関  
係を有し、且つ、電話による連絡  
が不便となつて居る地域で、公社  
が郵政大臣の認可を受けて定める  
基準に適合するものでなければな  
らない。  
(地域団体加入電話についての準  
用規定)  
第四十三条の五 第四十一条第一項  
及び第四十二条の規定は、地域団  
体加入電話に準用する。

第四十四条第一項中「左の表に掲  
げる加入電話の下に(公社が郵政  
大臣の認可を受けて定める種類の電  
話を含む。以下この条において同  
じ)」を加える。  
第四十六条中「加入電話」の下に  
「地域団体加入電話」を加える。

第五十一条の見出しを「構内交換  
設備又は組合交換設備による交換取  
扱」に改め、同条第一項を次のよ  
うに改め、同条第二項中「構内交換  
設備」の下に「又は組合交換設備」を  
加える。  
加入電話加入者又は公社と地域  
団体加入契約を締結した組合(以  
下「加入組合」といふ。))は、公社の  
認定を受けた電話交換取扱者でな  
ければ、その構内交換設備又は地  
域団体加入電話の交換設備(以下  
「組合交換設備」といふ。))による交  
換に従事させてはならない。但  
し、公社が定める構内交換設備又  
は組合交換設備については、この  
限りでない。

第五十二条第一項及び第四項中  
「構内交換取扱者資格試験」を「電話  
交換取扱者資格試験」に改め、同条  
第二項中「構内交換取扱者資格試験」  
を「電話交換取扱者資格試験」に、  
「構内交換取扱者」を「電話交換取  
扱者」に改め、同条第三項中「構内交  
換取扱者資格試験」を「電話交換取  
扱者資格試験」に改め、「構内交換設  
備」の下に「又は組合交換設備」を  
加える。

第五十三条第一項及び第三項中  
「構内交換取扱者」を「電話交換取  
扱者」に改める。  
第五十四条中「構内交換取扱者」を  
「電話交換取扱者」に、「構内交換取  
扱者資格試験」を「電話交換取扱者資  
格試験」に改める。  
第五十五条第一項中「国際通話」を  
「国際電気通信業務による通話(以下  
「国際通話」といふ。))」に改める。  
第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 加入電信

(電信加入契約)  
第五十五条の二 公社又は会社との  
間に、加入電信の設置を受け、これ  
により公衆電気通信業務の提供を  
受ける契約(以下「電信加入契約」  
といふ。))を締結することができる  
者は、一の加入電信につき一人に  
限る。  
(電信加入区域)  
第五十五条の三 公社は、社会的経  
済的の諸条件、行政区画、加入電  
信の需要及び供給の見込並びに公  
衆電気通信業務を提供するに要す  
る原価を考慮して電信加入区域を  
指定しなければならない。  
(電信加入申込の承諾)  
第五十五条の四 公社は、公社の予  
算の範囲内においては、電信加入区  
域内における加入電信の設置につ  
いての電信加入契約の申込(以下  
「電信加入申込」といふ。))及び電信  
加入区域外における加入電信の設  
置についての電信加入申込(その  
設置が業務の遂行上支障がないと  
認められるものであつて、公社が  
定める額の特別の料金を支払があ  
るものに限る。))の全部を承諾しな  
ければならない。

2 第三十条第二項並びに第三十一  
条第一号及び第二号の規定は、前  
項の場合に準用する。  
第五十五条の五 第三十二条の規定  
は、公社に対して、電信加入区域  
外における加入電信の設置につ  
いて電信加入申込があつた場合又は  
電信加入区域外の場所に加え電信  
の設置の場所を変更すべきことの  
請求があつた場合に準用する。

七

(他人使用の制限)

第五十五条の六 公社又は会社と電信加入契約を締結した者(以下「電信加入者」という。)は、その加入電信の設備を他人の通信の用に供するための契約を公社又は会社と締結した場合を除き、業としてその加入電信の設備を用いて他人の通信を媒介し、その他その加入電信の設備を他人の通信の用に供してはならない。但し、公共の利益のため特に必要がある場合であつて、郵政省令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

第五十五条の七 第四十二条の規定は、加入電信の通信の停止及び電信加入契約の解除について準用する。

2 会社は、公社との間に設置を受けた加入電信の電信加入者が、加入電信に係る国際電気通信業務の料金を支払わないときは、その料金が支払われるまで、その加入電信による国際電気通信業務に係る通信を取り扱わないことができ(電信加入者による設置) 第五十五条の八 公社又は会社は、業務の遂行上支障がなく、且つ、特に必要があると認められる場合であつて、郵政大臣の認可を受けるときは、電信加入者が加入電信の電信機及びその附属設備を設置することを承認することができる。

第五十六条中「前二章」を「前三章」に改める。

第六十八条第二項ただし書を削る。

第七十五条中「市外通話の料金」の下に、「加入組合の組合員が支払うべき地域団体加入電話に関する料金」を加える。

第七十七条中「第六十七条」を「第四十三条の五、第五十五条の七第一項又は第六十七条」に、「加入電話の通話」を「加入電話若しくは地域団体加入電話の通話、加入電信の通信」に改める。

第七十八条第一項第四号中「加入者」を「加入電話加入者又は加入組合の組合員」に改め、「その責」の下に「加入組合の組合員にあつては加入組合の業務執行者の責を含む。」を、「加入電話」の下に「又は地域団体加入電話」を加え、「加入契約」を「加入電話加入契約又は地域団体加入契約」に改め、同項第五号中「加入者」を「加入電話加入者又は加入組合の組合員(加入組合の業務執行者を含む。)」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 電信加入者がその責に帰することができない事由により、その加入電信(電信加入契約の期間が公社又は会社が定める期間以内であるものを除く。以下第九号第一項第五号の二において同じ)により通信をすることができない場合において、その旨を加入電信取扱局

(加入電信に関する現業事務を取り扱う公社又は会社の事業所をいう。以下同じ)に通知した日(その前に加入電信取扱局がその旨を知つたときは、その知つた日。以下この号及び第九号第一項第五号の二において同じ)から引き続き二日以上その加入電信により通信をすることができなかつたときは、その旨を加入電信取扱局に通知した日以後の通信をすることができなかつた日数に対応する加入電信使用料及びこれに附加して支払うべき料金(その通信をすることができなかつた設備に係るものに限る。)

加入電信に関する現業事務を取り扱う公社又は会社の事業所をいう。以下同じ)に通知した日(その前に加入電信取扱局がその旨を知つたときは、その知つた日。以下この号及び第九号第一項第五号の二において同じ)から引き続き二日以上その加入電信により通信をすることができなかつたときは、その旨を加入電信取扱局に通知した日以後の通信をすることができなかつた日数に対応する加入電信使用料及びこれに附加して支払うべき料金(その通信をすることができなかつた設備に係るものに限る。)

第二百五条第一項中「加入者」を「加入電話加入者、加入組合」に改め、「同一の加入電話」の下に「若しくは地域団体加入電話」を加え、「第一号に掲げる附属設備、第三号に掲げる設備又は第四号に規定する設備」を「第一号若しくは第二号に掲げる附属設備、第四号に掲げる設備又は第五号に規定する設備」に改め、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 組合交換設備及び電話機並びにこれらの附属設備 第二百五条第四項及び第五項中「加入者」を「加入電話加入者、加入組合」に改め、同条第七項中「加入者」を「加入電話加入者又は加入組合」に、「又は第四号」を「第二号又は第五号」に改める。 第七十七条第一項中「構内交換設備であつて」を「構内交換設備又は組合

交換設備であつて」に、「加入者が加入契約」を「加入電話加入者若しくは加入組合が加入電話加入契約若しくは地域団体加入契約」に改め、「若しくは構内交換設備」の下に「若しくは組合交換設備」を加え、「第四十二条第一項の規定により加入契約」を「第四十二条第一項(第四十三条の五において準用する場合を含む)の規定により加入電話加入契約若しくは地域団体加入契約」に、「加入者は、その構内交換設備」を「加入電話加入者又は加入組合は、その構内交換設備又は組合交換設備」に改め、同条第五項中「構内交換設備」を「構内交換設備、組合交換設備」に、同条第六項中「構内交換設備」を「構内交換設備、組合交換設備」に、「又は第二号」を「第二号又は第四号」に改める。

第八八条の次に次の一条を加える。(法定外契約の認可) 第八八条の二 公社又は会社は、この法律で定めるものを除く外、公衆電気通信業務の提供条件であつて、郵政省令で定めるものを内容とする契約約款を定めようとするときは、郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第九九条第一項本文中「電話の通話」の下に「又は加入電信の通信」を加え、同項第三号中「加入者」を「加入電話加入者又は加入組合の組合員」に改め、「その加入電話」の下に「又は地域団体加入電話」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。 五の二 電信加入者がその加入電信により通信をすることができない場合において、その旨を加

入電信取扱局に通知した日から引き続き五日以上その加入電信により通信をすることができなかつたときは、その旨を加入電信取扱局に通知した日以後の通信をすることができなかつた日数に対応する加入電信使用料(その通信をすることができなかつた設備に係るものに限る)の五倍に相当する額及びその加入電信使用料に附加して支払うべき料金(その通信をすることができなかつた設備に係るものに限る)の五倍に相当する額(別表第四中「加入電話」の下に「若しくは地域団体加入電話」を加える。)

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 有線電気通信法(昭和二十八年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号の次に次の一号を加え、同条第六号中「(昭和二十八年法律第九十七号)」を削る。

一の二 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号) 第二百五条第一項の規定により地域団体加入電話の設備を設置するときは、

第十條第七号の次に次の一号を加える。

七の二 その設備が公衆電気通信法第五十五条の八の規定により設置したものであるとき。



理由

地域団体加入電話及び加入電信に  
ついてその提供条件を定める等必要  
がある。これが、この法律案を提出  
する理由である。

○田中國務大臣 ただいま議題となり  
ました郵便為替法の一部を改正する法  
律案の提案理由を御説明申し上げま  
す。

この法律案は、電信為替による送金  
を迅速化し、その送金とともに通信文  
を伝達する制度を設けまして、利用者  
の利便をはかろうとするものでありま  
す。その改正の要点について申し上げ  
ますと、第一点は、為替金の払い渡し  
につきまして、現在の取扱いにによりま  
す。電信為替証書を発行してこれを受  
取人に送達し、その電信為替証書と引  
きかえに郵便局の窓口で現金を払い渡  
すことになっておりますが、この方法  
のほかに、差出人及び受取人の利便を  
考慮いたしまして、差出人の請求があ  
りました場合は、郵便局から為替金の  
額に相当する現金を書留郵便物として  
受取人に送達することによりまして為  
替金の払い渡しをする制度を設けまし  
て、送金の迅速化をはかろうとするも  
のであります。なおこの取扱いはする  
電信為替につきましては、その手数料や  
封筒等の調整費を勘案いたしまして、  
現行の料金のほかに三十円の付加料金  
を徴取しようとするものであります。

第二点は、電信為替の差出人から受取  
人あての慶弔その他送金の目的などを  
内容とする通信文を、電信為替証書ま  
たは為替金に相当する現金とともに受  
取人に伝達する制度を設けることによ

りまして、電信為替のサービスの向上  
をはかろうとするものであります。第  
三点は、通信文の伝達を伴う電信為替  
の業務の一部を日本電信電話公社に委  
託することができる道を開き、利用者  
の利便をはかろうとするものでありま  
す。

以上まことに簡単であります。こ  
の法律案の提案理由及びその内容の概  
略を説明申し上げた次第であります  
が、何とぞ御審議の上、すみやかに御  
可決下さいませようお願いいたしま  
す。

次に郵便振替貯金法の一部を改正す  
る法律案の提案理由を御説明申し上げ  
ます。

この法律案は、郵便振替貯金の小切  
手払い制度につきまして、小切手の呈  
示があつた場合に直ちに支払いをする  
ことができるように取扱ひ方法を改め  
ますとともに、小切手払いの料金を廃  
止し、また簡易払い制度につきまし  
て、支払い通知書の制限金額を引き上  
げまして、利用者の利便をはかろうと  
するものであります。その改正の要点  
について申し上げますと、第一点は、  
小切手の支払いにつきましては、現在  
の取扱ひによりまして、郵便局におい  
て小切手の呈示を受けた際、口座を保  
管する地方貯金局に支払い資金の有無  
を電報または電話で照会した上、支払  
いをする事になっておりますが、こ  
の方法は支払いまでに時間がかかりま  
すので、これを加入者との予約により  
まして、自動的に小切手の支払いに充  
てる資金が地方貯金局からあらかじめ  
郵便局に通知されるようにして、おき、  
郵便局においてはその通知された金額  
の範囲内で小切手の呈示を受けた際

は、直ちに支払いをすることができ  
るよう改め、加入者及び小切手の所持  
人の利便をはかろうとするものであり  
ます。第二点は、現在の小切手の支払  
いにつきましては、自己を受取人に指  
定して振り出した小切手による場合を  
除いては、払い出しの料金を徴収する  
ほか、電報または電話による口座現在  
高の照会の料金を徴収することとされ  
ているのでありますが、一般の小切手  
取引の実情にかんがみましてこれらの  
料金を廃止して、加入者の要望にこた  
えようとするものであります。第三点  
は、株式配当金の支払いなどに利用さ  
れております簡易払いの支払通知書  
一枚の金額は、現在三万円以下と定め  
られておりますが、この制限額を五万  
円に引き上げまして、加入者の利便を  
はかろうとするものであります。

以上まことに簡単であります。こ  
の法律案の提案理由及びその内容の概  
略を御説明申し上げた次第であります  
が、何とぞ御審議の上、すみやかに御  
可決下さいませようお願いいたしま  
す。

次に郵便切手類売さばき所及び印紙  
売さばき所に関する法律の一部を改正  
する法律案につきまして提案理由を御  
説明申し上げます。

その改正の要点について御説明申し  
上げますと、まず売りさばき手数料の  
改訂についてであります。現行の売  
りさばき手数料率は、昭和二十九年四  
月に改正実施されたものでありまし  
て、その後四か年を経たにすぎないも  
のではあります。最近における売り  
さばきの実情から見ますと、一般の勞  
賃その他の売りさばきに要する経費が  
若干増加しているものと認められ、ま  
た印紙税法の改正等に伴い百万円を相  
当上回って売りさばかなければならな  
い売りさばき所もあり、これらのもの  
に全く手数料を支払わないこととして  
おくことは著しく社会通念に反すると  
認められますので、これら諸種の事情を  
考慮いたしまして、買い受け月額一  
万円以下の金額に対する手数料率百分  
の七に、買い受け月額一万円をこ  
える十万円以下の金額に対する手数料  
率百分の三を百分の四に、買い受け月  
額十万円をこえ百万円以下の金額に対  
する手数料率百分の一を百分の一・五に改  
訂するほか、従来手数料の対象とならな  
かった買い受け月額百万円をこえる金  
額にもその百分の一に相当する額の手  
数を支払うこととしたのであります。

この法律案は、郵便切手類及び印紙  
の売りさばき人に対する売りさばき手  
数料率を改訂し、かつ買い受け月額の低  
い売りさばき人に対しても一定額の手  
数を保証いたしますとともに、郵政  
大臣が、郵便切手類及び印紙の売りさ  
ばきに関する業務の円滑をはかるに必  
要な事項について売りさばき人に対し  
て指示等を行うことができるようにい  
たのであります。

その改正の要点について御説明申し  
上げますと、まず売りさばき手数料の  
改訂についてであります。現行の売  
りさばき手数料率は、昭和二十九年四  
月に改正実施されたものでありまし  
て、その後四か年を経たにすぎないも  
のではあります。最近における売り  
さばきの実情から見ますと、一般の勞  
賃その他の売りさばきに要する経費が  
若干増加しているものと認められ、ま  
た印紙税法の改正等に伴い百万円を相  
当上回って売りさばかなければならな  
い売りさばき所もあり、これらのもの  
に全く手数料を支払わないこととして  
おくことは著しく社会通念に反すると  
認められますので、これら諸種の事情を  
考慮いたしまして、買い受け月額一  
万円以下の金額に対する手数料率百分  
の七に、買い受け月額一万円をこ  
える十万円以下の金額に対する手数料  
率百分の三を百分の四に、買い受け月  
額十万円をこえ百万円以下の金額に対  
する手数料率百分の一を百分の一・五に改  
訂するほか、従来手数料の対象とならな  
かった買い受け月額百万円をこえる金  
額にもその百分の一に相当する額の手  
数を支払うこととしたのであります。

りさばき業務を行うに必要な指示をす  
ることができるといたします。関係  
上、一定額の保証という意味におきま  
して、三万円以下の買い受け月額のも  
のに対しまして買い受け月額三万円  
のもののみならず手数料を支払ふこと  
をいたしてあります。次に売りさばき  
人に対する郵政大臣の指示事項等につ  
いてであります。これは郵便局の補  
助的施設としての売りさばき所の機能  
を十分に果させるため、郵便切手類及  
び印紙の売りさばき業務の円滑を期す  
る上に必要があるときは、郵政大臣は  
売りさばき人の守るべき準則を定め、  
また売りさばき人に対し売りさばき所  
に設けるべき設備並びに常備すべき郵  
便切手類及び印紙の種類及び数量につ  
いて指示することができるようにする  
とともに、あわせて郵便料金表の揭示  
を義務づけることとしたのであります。  
以上でこの法律案の提案理由の説明  
を終りますが、どうか御審議の上、す  
みやかに御可決下さいませようお願い  
する次第であります。

最後に、公衆電気通信法の一部を改  
正する法律案について提案理由の御説  
明を申し上げます。

この法律案は、現在日本電信電話公  
社が試行的に実施しております地域団  
体加入電話並びに日本電信電話公社及  
び国際電信電話株式会社が試行的に実  
施しております加入電信について、そ  
の提供条件等を法定しようとするもの

であります。地域団体加入電話は、いわば構内交換電話の内線電話機の設置場所を地域的に拡大したような形態の部落電話的な電話でありまして、電話回線をできる限り共同で利用して原価の切り下げをはかり、農山漁村等における電話需要に適合させ、電話連絡が不便な農山漁村等における電話の普及をはかりとするものであります。また加入電信は、加入電話の電話機のかわりに宅内装置としてテレ・プリンターを置き、電信加入者が直接相手方を呼び出して通信文を送受信することができるようになっているものであります。国内におきましては東京、大阪、名古屋各地区およびその相互間において、国際通信系にありましては対サンフランシスコ、対アムステルダム、対ハンブルグ間において試行的に実施しております。

次にこの法律案のおもな内容について申し上げます。まず地域団体加入電話は、一般の加入電話と異なる特殊な電話でございますので、その設置地域は、その居住者が社会的、経済的に相互に比較的關係を有し、かつ電話による連絡が不便な地域であつて、公社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合する地域に限ることとしております。またその加入契約を締結することができるものにつきましても、公社から公衆電気通信業務の提供を受けることを目的とし、かつ利用の公平、公社に対する代表者の選任等、本法で定める事項を含む組合契約を締結して設立した組合に限ることとしております。なお地域団体加入電話の交換設備、電話機等につきましては、構内交換電話の場合と同様技術基

準を定める等必要な措置を講じて、その加入者たる組合がこれを自営することができるといたしてあります。またその料金につきましては、市外通話料は法定料金によりますが、その他の料金は公社が郵政大臣の認可を受けて定めることとしてあります。その他の公衆電気通信業務の提供条件につきましては、おおむね一般加入電話に準じて取り扱うこととしてあります。

次に加入電信について申し上げます。加入電信に関する業務は、もっぱら国際通信を行うものにつきましては国際電信電話株式会社が、国内通信を主とするものにつきましては日本電信電話公社が行うことになっております。その提供条件につきましては、おおむね加入電話の場合に準じて取り扱うこととしてありますが、次の事項等につきましては加入電話の場合と異なっております。すなわち加入電信の設備の他人使用につきましては、公社または会社と特に契約をした場合及び公益上特に必要がある場合であつて郵政省令で定める事由がある場合を除き禁止することとしてあります。また加入電信の端末設備の加入者による設置につきましては、公社または会社が業務の遂行上支障がなく、かつ特に必要があると認められる場合であつて、郵政大臣の認可を受けたときは、電信加入者がその端末設備を設置することを承認することができることとしてあります。また料金につきましては、公社または会社が郵政大臣の認可を受けて定めることとしてあります。以上が地域団体加入電話及び加入電信についての概要であります。

これに関連いたしましたしてその他若干の修正をすることといたしてあります。すなわち公社または会社は、この法律で定める公衆電気通信業務以外の公衆電気通信業務を試行的に提供することができる旨明文の規定を置くこと、公社または会社は、本法で定めた公衆電気通信業務の提供条件以外の提供条件であつて、郵政省令で定める重要な事項を内容とする契約約款を定めようとするときは、郵政大臣の認可を要することなどあります。

以上でこの法律案の提案理由の説明を終りますが、何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○片島委員長 なおただいまの説明についての質疑は後日行ふこととし、本日は説明聴取にとどめます。次会は公報をもつてお知らせすることとして、本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時三十七分散会